

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB病院に採用され、看護師として就労していた。

2 請求人によると、平成○年○月に、病院中央採血室（以下「中央採血室」という。）に異動となつてから、過重な採血業務のため、手を痛めたという。

請求人は、同月○日、C接骨院に受診した後、B病院の整形外科に受診し、同年○月○日に「両側手根管症候群」と診断された（以下「本件疾病」という。）。

3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に係る傷病については、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、上肢障害である本件疾病を発症したものと判断する。
- (2) 上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の認定基準については、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) まず、請求人の本件疾病が認定基準の要件である相当期間（6か月程度以上）従事した後に発症したと認められるかについて検討する。

請求人の本件疾病の発症日は、決定書理由に説示する内容に加え、平成○年○月○日付け診療情報提供書に記載があるとおおり、手根管症候群の特徴的所見である手根管部の絞扼が原因とみられる両手のしびれが出現した平成○年○月とみるのが相当であり、これに反する平成○年○月に発症したとする請求人の主張は採用することができない。

そうすると、本件疾病が発症するまでの中央採血室における採血業務従事期間は10日間程度であったと認められるから、当審査会としては、請求人は、本件疾病に関し、認定基準の要件である相当期間従事した後に発症したものと認めることができない。

- (4) 次に、本件疾病発症前の請求人の業務が、認定基準の要件である上肢等に負担のかかる作業と認められるかについて検討する。

この観点から、請求人の従事した採血業務について、保険給付調査書、作業内容の写真、審査記録書、請求人作成の「『両手根管症候群』にかかる照会について」等を始めとする一件記録を精査し、一連の採血作業の具体的な動作の態様やこれによる手根管部への負担に着目して検討したが、当該採血作業は、手袋の着用から始まり、駆血帯の装着、消毒、血管への刺入や採血管の操作など多くの動作からなっているところ、これらの動作の中には、日常生活上の動

作と比較して、特に手根管部に影響を及ぼす動作はほとんど認められないもの
と考える。

したがって、請求人の採血業務は、認定基準で定める上肢等に負担のかかる
作業に該当するものとも判断することができない。

(5) なお、認定基準では、例外的な場合として、短期間に集中的に過度の負担が
かかった場合、作業従事期間が6か月程度に満たない場合であっても、発症す
ることがある旨注記されているが、請求人の場合、上記従事期間中、時間外労
働の増加や休日労働も認められず、また、上記(4)のとおり、そもそも請求
人の採血業務自体が認定基準の上肢等に負担のかかる作業に該当するものとは
判断できないのであるから、かかる例外的な場合に該当しないことも明らかで
ある。

(6) さらに念のため、本件疾病と業務との関係に関する各医師の見解について検
討するも、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、医学的にみて、
本件疾病と業務との間に因果関係を認めることは難しいものと判断する。

(7) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、認定基準の要件をいずれも
満たしておらず、また、医学的な因果関係についても肯定されないことから、
業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、
本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。